

令和 7 年度
第 2 回 都城市都市計画審議会 議事録

1. 開催日 令和 7 年 8 月 12 日（火）
2. 開会時刻 午前 10 時 00 分
3. 閉会時刻 午前 11 時 00 分
4. 開催場所 都城市役所 南別館 4 階 研修室
5. 提出議案 ①都城広域都市計画道路の変更及び廃止について（都城市決定）
3・6・57 号 下長飯通線の計画変更
3・6・60 号 神田川崎通線の全線廃止
②都城広域都市計画道路の変更について（都城市決定）
3・4・62 号 甲斐元通線の計画変更
6. 出席委員（8 名）
7. 事務局
【都市計画課】【道路公園課】
8. 審議の結果
結果：議案について「承認」

議案①

都城広域都市計画道路の変更及び廃止について（都城市決定）

3・6・57号 下長飯通線の計画変更

3・6・60号 神田川崎通線の全線廃止

【委員】

橋が狭いため拡張してほしいとの意見が出ているが、どこの橋か。

【事務局】

庄内町と関之尾町の境を流れる庄内川に架かる橋のことである。

【委員】

橋だけでも拡張する考えはないのか。

【事務局】

拡張は難しいため、整備する場合は架け替えとなる。

【委員】

橋の通行に対して困っている方がいるのではないか。

【事務局】

交通量が少なく、橋梁も長くはないため、交互通行をしていただきたいと考えている。このことについては、住民説明会で説明済みである。

【委員】

住民説明会の開催について、ビラ等を配られたと思うが、分母はどれくらいだったのか。

【事務局】

正式な数字はわからないが、公民館加入者を対象としてそれぞれ200世帯程度配布した。

【委員】

下長飯通線について、なぜもっと早く見直しをしなかったのかという意見があるが、その理由は何か。また、路線の延長は。

【事務局】

平成23年に一度見直しを行ったが、住民からの合意が得られず、先延ばしとなった経緯がある。改めて見直しを行い、必要性が低いとの判断になったため、変更を行いたい。変更区間の延長は、約440mとなっている。

【委員】

下長飯通線の変更区間について、歩道が片側だけとなるが問題ないのか。

【事務局】

朝の時間帯に交通量調査を行ったが、学生等の通行は少なかった。住宅地側に歩道があるため、安全に通行できると判断している。

---全会一致の承認により、審議会条例第6条第4項により、原案通り承認する---

【委員】

埋蔵文化財があるとのことだが、具体的には何か出てきたのか。

【事務局】

現時点で調査はしていないが、重要度の高い城郭の指定をしているエリアであるため、施工前に文化財の調査を行うが、国指定の文化財に該当する可能性が高いとの見解を得ていることから、事前に変更するものである。

【委員】

住民説明会について、用地補償等の対象となる方には市報や回覧板で周知を図ったのか。

【事務局】

補償対象となる 80 名の方に対しては、直接案内を配布している。また、市HPやインスタグラム、広報誌でも開催の周知を行った。

【委員】

今回の計画では、城郭後に沿って整備されるとのことだが、現在の道路は城郭内を通っているということか。

【事務局】

現在の道路は城郭内を通っているが、その当時文化財調査を行ったかどうかは不明である。

【委員】

事業期間はどのくらいを見込んでいるのか。

【事務局】

令和 12 年度から工事に着手し、令和 16 年度の開通を目標に進めている。

――全会一致の承認により、審議会条例第 6 条第 4 項により、原案通り承認する――

以上